

独立行政法人国立病院機構長崎医療センターにおける
公的研究費等の不正使用防止に関する基本方針

令和3年8月1日 制定

公的研究費等の原資の大部分は貴重な税金であり、国立病院機構におけるさまざまな研究活動は、社会の信頼と負託によって支えられています。その不正使用は社会からの信頼等に反する行為であり、公的研究費等の運営及び管理については長崎医療センターの責任において適正に行わなければなりません。

長崎医療センターは、公的研究費等の不正使用根絶に向けて、不正使用を誘発する要因を除去し、抑止機能を有する環境・体制の構築を図るため、次のとおり公的研究費等の不正使用防止に関する基本方針を定めます。

1. 不正使用防止対策に関する責任体系を明確化し、病院内外に公表します。
2. 事務処理に関する職務権限やルールを明確化するとともに、不正使用防止対策に関する関係者の意識向上を図り、抑止機能を備えた環境・体制の構築を図ります。
3. 不正使用を誘発させる要因に対応した具体的な不正使用防止計画を策定し、実効性のある対策を確実かつ継続的に実施します。
4. 適正な予算執行を行うことができるよう、実効性のあるチェックが効くシステムを構築し、公的研究費等の適正な運営及び管理を行います。
5. 公的研究費等の使用ルール等が適切に情報共有・共通理解される体制を構築します。
6. 公的研究費等の不正使用が起きない、起こさない環境づくりを目指し、実効性のあるモニタリング体制を整備します。

(注) 公的研究費等とは、補助金、委託費、運営費交付金、助成金、寄付金等を財源として長崎医療センターで扱うすべての研究費をいいます。